

町・県民税の申告相談

申告期間は**2月16日(水)～3月15日(火)**です

問い合わせ／税務課 (☎581・2121 内線154～156) へ。

町・県民税の申告相談が2月16日(水)から始まります。申告期限は、3月15日(火)ですので、忘れずに期間内に申告を済ませてください。

また、本誌1月号と同時に配布した「所得申告受付(相談)のお知らせ」も併せてご覧ください。

町・県民税申告相談日程表

受付時間／午前9時～11時30分、午後1時～3時30分
相談会場／役場6階会議室

相談日(曜日)	地区	対象区
2月16日(水)	折原	折原上郷・折原下郷・上平・下小路・立原
17日(木)		秋山・三品・平倉・山居・栃谷・五ノ坪
18日(金)	用土	用土6・7・8・9・10
20日(日)	全地区	町内全地区(平日に都合のつかない方等)
21日(月)	用土	用土1・2・3・4・5・11・12
22日(火)	男衾	伊勢原・谷津・蔵田・塚田・鷹ノ巣・西古里
23日(水)		男衾上郷南・男衾上郷北
24日(木)		男衾下郷・塚越
25日(金)	男衾	赤浜
27日(日)	全地区	町内全地区(平日に都合のつかない方等)
28日(月)	男衾	中郷・牟礼・今市
3月1日(火)	市街地・西部	本町・中町・栄町・武町
2日(水)		茅町・花町・六供・金尾・風布
3日(木)		本宿・末野2・3・4
4日(金)	西部	常木・菅原
7日(月)	鉢形	立ヶ瀬・三ヶ山・保田原・小園
8日(火)		木持・上の町・内宿・関山
9日(水)	鉢形	上の原・露梨子
10日(木)	桜沢	本村・岩崎・中小前田
11日(金)		山崎・南飯塚・上組
14日(月)	予備日	町内全地区
15日(火)		

※予備日は混雑が予想されます。
※お住まいの地区の相談日に都合がつかない方は、申告期間内の都合のよい日にお越しください。
※所得税の確定申告を行う方は、町・県民税の申告を行う必要はありません。

申告相談に お持ちいただくもの

- ・印鑑(朱肉をつけて押すもの)
- ・所得金額を証明できるもの(源泉徴収票や収支内訳書等)
- ・各種保険料控除(社会保険料、生命保険料、地震保険料等)を受け取る方は、その控除証明書
- ※日本年金機構から送付された国民年金の控除証明書がある方は、必ず持参してください。
- ※町の国民健康保険に加入されている方は、相談受付時に申し出ていく

ください。
・配偶者特別控除の適用を受ける方は、配偶者の所得金額を証明できるもの

- ・医療費控除を受ける方は、医療費の領収書と金額をまとめた明細書
- ・障害者控除を受ける方は、障害者手帳など
- ・税務署から申告書、申告のお知らせのものが送られてきた方は、その申告書、はがき
- ・還付申告の場合、還付金振込先となる本人名義の金融機関の口座がわかるもの
- ・その他、申告に必要と思われるもの

町の申告会場では 受け付けられない申告

- ・所得税の確定申告をされる方のうち、次に該当する方は、平成22年中のすべての所得(給与・年金等がある方はそれらも含む)を税務署で申告してください。
- ・譲渡所得(土地・建物・株式などの譲渡)、先物取引があった方の申告
- ・損失・損益通算等の申告
- ・青色申告
- ・住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)で平成22年入居の方、入居

税務課からのお願い

- ・2年目以降でも連帯債務のある方
- ・死亡した方の申告(準確定申告)
- ・相続等にかかる生命保険契約等に基づき年金に関する申告
- ・申告書の本人控に受付印が必要な方
- ・過年度の申告

申告期間中は、担当職員全員が相談会場へ出向いていますので、申告相談は相談会場でお願いします。
所得金額を証明できるもの(源泉徴収票、支払調書、収支内訳書等)については、平成22年中のものすべてをお持ちください。給与明細や振込通知ではなく、必ず源泉徴収票をお持ちください。

医療費控除を受ける方は、医療機関ごと、かかった人ごとの領収書の合計額を事前にまとめてからお越しください(生命保険や社会保険等によって補填された額がある場合は、その合計額も明細書にまとめてください)。なお、インフルエンザ等の予防接種や文書代等は医療費控除の対象となりませんので、算入しないようにご注意ください。
事業所得(営業・農業)や不動産所得のある方は、事前に収支の金額をまとめ、収支内訳書を作成してからご相談ください。

平成22年中に所得がなかった方も、次に該当する方等は、申告が必

必要な場合があります。

- ・所得証明や非課税証明等が必要となる方
 - ・国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険に加入している方
 - ・児童扶養手当を受給している方
 - ・保育所入所世帯の方
 - ・町営住宅に入居している方
 - ・その他、福祉サービス等を受ける方
- ※特に、国民健康保険に加入している方およびその世帯主は、所得のない場合や扶養されている場合でも必ず申告をするようお願いいたします。未申告の場合、保険税の軽減の判定ができません。また、高額療養費算定の際、高額所得者とみなされ、支給額が減額されます。

町民課からのお知らせ

後期高齢者医療制度の加入者は必ず所得の申告を!

後期高齢者医療の保険料は、被保険者の前年の所得に応じて負担する「所得割額」と、全員が等しく負担する「均等割額」の合計額です。被保険者一人ひとりに課されます。

申告の内容によって、保険料の計算や被保険者証の負担割合の判定、高額療養費の自己負担限度額の判定などを決定する資料になるため、後期高齢者医療制度の加入者は忘れずに申告をお願いします。
また、次のような方は、必ず町・

県民税の申告をしてください。

- ・税法上の被扶養者
 - ・前年中に収入がない
 - ・非課税年金を受給している
 - ・限度額適用認定証を保持している
- 問い合わせ／町民課(☎581・2121 内線110)へ。

熊谷税務署からのお知らせ

確定申告書は、自分で正しく作成し、お早めに!

税務署では、申告納税制度の趣旨から、確定申告書・収支内訳書等の提出書類についてご自分で作成し、郵送等により提出していただく自書申告を推進しています。

申告書等は、国税庁ホームページ(検索は「国税庁」の「確定申告書等作成コーナー」で作成することができ、また、電子申告を行うこともできます。

電子申告を行うには、事前の手続きが必要ですが、詳しくはホームページをご覧ください。税務署へお問い合わせください。

申告と納税の期限

所得税	贈与税	消費税・地方消費税(個人事業者)
3月15日(火)	3月15日(火)	3月31日(木)

納税証明書を請求する方へ

2月、3月は確定申告期間のため、平成22年分の納税証明書が請求日当日に発行できない場合があります。また、納税直後に納税証明書を請求する場合は、納税の領収証を持参してください。

(請求に必要なもの)

- ① 納税証明書交付請求書(税務署窓口にて備え付けてあります)
- ② 本人(法人の場合は代表者)の確認ができる書類(住基カード・運転免許証等)
- ③ 印鑑(法人の場合は代表者印)
- ④ 収入印紙または現金(1年分1通につき400円)

※本人以外の方が請求する場合は、必ず委任状を持参してください。
請求窓口／熊谷税務署管理運営部門
問い合わせ／熊谷税務署(☎521・2905)へ。